



発行 新潟県

第16号

令和8年2月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 123 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 124 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 125 県営漁港の放置等禁止区域の指定（漁港課）
- 126 土地改良区役員の就退任届（農地計画課）
- 127 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 128 道路の区域変更（道路管理課）
- 129 道路の区域変更（道路管理課）
- 130 道路の区域変更（道路管理課）
- 131 河川の浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の指定の一部改正（河川管理課）
- 132 河川の浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の指定（河川管理課）
- 133 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（河川管理課）
- 134 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 135 都市計画の変更（都市政策課）
- 136 都市計画事業の事業計画の変更施行（下水道課）

病院局管理規程

- 2 新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 3 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 4 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（病院局総務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 28 参議院新潟県選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第123号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年2月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	8者	中倉館ノ腰287番1ほか41筆 10.5ha

関川村	2者	大島901番ほか5筆 0.7ha
新発田市	111者	八幡上野1716番ほか849筆 124.0ha
阿賀野市	210者	赤水川添247番1ほか1,112筆 128.1ha
胎内市	134者	高野中樋1001番ほか870筆 127.2ha
聖籠町	2者	真野大坪726番ほか5筆 0.8ha
新潟市	820者	北区内沼未高入丁580番111ほか6,683筆 617.6ha
五泉市	49者	青橋浦甲124番ほか378筆 28.1ha
阿賀町	1者	広谷番所前甲2523番ほか1筆 0.2ha
三条市	136者	金子新田川西甲785番2ほか591筆 70.1ha
燕市	85者	吉田下中野潟ノ内1300番1ほか360筆 63.3ha
加茂市	15者	下高柳山王原1208番ほか83筆 11.4ha
田上町	56者	田上173番ほか213筆 31.0ha
弥彦村	24者	上泉潟端2365番6ほか188筆 18.0ha
長岡市	47者	大曲戸新田字村付177番1ほか488筆 44.0ha
見附市	108者	片桐町上川成59番ほか516筆 67.1ha
小千谷市	44者	小千谷田島1388番1ほか195筆 21.9ha
出雲崎町	5者	久田大久保1132番ほか42筆 2.6ha
魚沼市	30者	根小屋大田1569番2ほか180筆 14.4ha
南魚沼市	42者	浦佐6733番31ほか180筆 25.1ha
十日町市	43者	太平鳥島861番1ほか221筆 34.7ha
津南町	11者	秋成7220番ほか52筆 7.1ha
柏崎市	17者	吉井池下798番1ほか68筆 4.4ha
上越市	328者	上吉野1726番ほか1,069筆 229.6ha
妙高市	17者	広島大池1626番ほか55筆 8.1ha
糸魚川市	36者	土塩上川原3488番ほか93筆 7.9ha
佐渡市	136者	新穂青木1987番ほか440筆 84.1ha
合計	2,517者	15,005筆 1782.1ha

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
阿賀野市	33者	赤水川添250番1ほか70筆 5.8ha
聖籠町	1者	丸潟島ノ内102番1ほか4筆 0.4ha
新潟市	94者	北区下早通新発田川端459番ほか250筆 14.0ha
五泉市	11者	下条楯跡259番1ほか41筆 2.5ha
三条市	29者	森町下平1594番子ほか154筆 6.7ha
田上町	4者	田上中轄へイ667番3ほか6筆 0.4ha
見附市	2者	三林町中割1383番ほか2筆 0.1ha
小千谷市	10者	桜町千刈1573番1ほか31筆 1.2ha
魚沼市	11者	小平尾種井淵357番ほか26筆 1.2ha
南魚沼市	20者	浦佐224番3ほか53筆 3.1ha
上越市	19者	板倉区長嶺シマ20番2ほか49筆 2.9ha
糸魚川市	5者	須沢後久3681番ほか13筆 0.4ha
合計	239者	711筆 38.7ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	6者	坂町野口3645番1ほか41筆 10.5ha
関川村	2者	大島901番ほか5筆 0.7ha
新発田市	71者	八幡上野1716番ほか849筆 124.0ha

阿賀野市	114者	赤水川添247番1ほか1,112筆 128.1ha
胎内市	37者	高野中樋1001番ほか870筆 127.2ha
聖籠町	2者	真野大坪726番ほか5筆 0.8ha
新潟市	490者	北区内沼未高入丁580番111ほか6,683筆 617.6ha
五泉市	42者	青橋浦甲124番ほか378筆 28.1ha
阿賀町	2者	広谷番所前甲2523番ほか1筆 0.2ha
三条市	78者	金子新田川西甲785番2ほか591筆 70.1ha
燕市	57者	吉田下中野潟ノ内1300番1ほか360筆 63.3ha
加茂市	13者	下高柳山王原1208番ほか83筆 11.4ha
田上町	29者	田上173番ほか237筆 32.7ha
弥彦村	22者	上泉潟端2365番6ほか188筆 18.0ha
長岡市	3者	大曲戸新田字村付177番1ほか488筆 44.0ha
見附市	38者	片桐町上川成59番ほか516筆 67.1ha
小千谷市	20者	小千谷とどめき1228番ほか195筆 21.9ha
出雲崎町	4者	久田大久保1132番ほか42筆 2.6ha
魚沼市	17者	根小屋大田1569番2ほか180筆 14.4ha
南魚沼市	23者	浦佐6733番31ほか180筆 25.1ha
十日町市	16者	太平鳥島861番1ほか221筆 34.7ha
津南町	7者	秋成7220番ほか52筆 7.1ha
柏崎市	19者	土合前田427番1ほか68筆 4.4ha
上越市	95者	上吉野1726番ほか1,069筆 229.6ha
妙高市	14者	広島大池1626番ほか55筆 8.1ha
糸魚川市	21者	土塩上川原3488番ほか93筆 7.9ha
佐渡市	89者	新徳青木1987番ほか440筆 84.1ha
合計	1,331者	15,029筆 1783.7ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	20者	赤水川添250番1ほか70筆 5.8ha
聖籠町	1者	丸潟島ノ内102番1ほか4筆 0.4ha
新潟市	71者	北区下早通新発田川端459番ほか250筆 14.0ha
五泉市	11者	下条楯跡259番1ほか41筆 2.5ha
三条市	20者	森町下平1594番子ほか154筆 6.7ha
田上町	4者	田上中轄へイ667番3ほか6筆 0.4ha
見附市	2者	三林町中割1383番ほか2筆 0.1ha
小千谷市	9者	桜町千刈1573番1ほか31筆 1.2ha
魚沼市	11者	小平尾種井淵357番ほか26筆 1.2ha
南魚沼市	15者	浦佐224番3ほか53筆 3.1ha
上越市	14者	板倉区長嶺シマ20番2ほか49筆 2.9ha
糸魚川市	2者	須沢後久3681番ほか13筆 0.4ha
合計	180者	711筆 38.7ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	3者	笹平関下1073番ほか8筆 1.4ha
新発田市	2者	宮古木大堤1771番1ほか8筆 1.5ha
阿賀野市	10者	大室家ノ下795番ほか57筆 6.4ha
胎内市	1者	山屋大谷地1379番 0.5ha
聖籠町	1者	真野山ノ内1592番4 0.02ha

新潟市	29者	江南区小杉上田1245番1ほか479筆 56.4ha
五泉市	6者	別所東178番ほか56筆 6.8ha
三条市	4者	井栗1丁目丙847番ほか43筆 3.9ha
燕市	5者	熊森8236番ほか72筆 7.0ha
加茂市	2者	下条山通甲899番1ほか1筆 0.1ha
弥彦村	1者	平野野付103番ほか6筆 0.7ha
長岡市	1者	黒津町十町598番ほか112筆 8.1ha
南魚沼市	2者	舞子65番1ほか41筆 2.2ha
十日町市	2者	伊達辛120番1ほか39筆 6.0ha
柏崎市	18者	吉井池下817番1ほか304筆 24.2ha
上越市	2者	駒林1765番ほか22筆 9.5ha
糸魚川市	1者	溝尾井田3056番ほか1筆 0.4ha
佐渡市	9者	羽茂大石144番ほか53筆 17.2ha
合計	99者	1,320筆 152.4ha

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(移転・地域計画区域外)

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	2者	金淵古屋敷甲175番1ほか1筆 0.1ha
新潟市	2者	東区竹尾1丁目198番1ほか2筆 0.6ha
三条市	1者	嘉坪川1丁目201番1ほか1筆 0.2ha
小千谷市	1者	千谷稲葉附甲1266番1 0.3ha
上越市	1者	駒林2121番ほか1筆 0.05ha
合計	7者	10筆 1.3ha

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転(買入・地域計画区域内)

市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
新発田市	9者	人橋清潟沢640番4ほか20筆 2.7ha
阿賀野市	17者	堀越堂ノ上455番1ほか68筆 7.8ha
胎内市	4者	平木田大沢田2278番ほか15筆 3.3ha
新潟市	14者	西区新通荒戸4248番1ほか84筆 7.0ha
五泉市	4者	下阿弥陀瀬内野672番ほか22筆 3.5ha
三条市	2者	大宮新田赤田366番ほか3筆 1.2ha
田上町	2者	田上269番ほか5筆 0.6ha
長岡市	10者	与板町榎原上田15番ほか28筆 6.4ha
見附市	2者	田井町木ノ下697番1ほか4筆 1.1ha
小千谷市	5者	坪野向原1494番1ほか21筆 2.4ha
魚沼市	1者	根小屋大田1569番2ほか9筆 0.7ha
南魚沼市	4者	藤原池田原557番ほか15筆 1.6ha
柏崎市	1者	西山町池浦長面178番1ほか4筆 0.2ha
上越市	10者	吉川区山直海荒田1691番1ほか24筆 6.3ha
佐渡市	8者	新徳北方590番ほか20筆 3.3ha
合計	93者	357筆 48.0ha

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転(売渡・地域計画区域内)

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
新発田市	7者	人橋清潟沢640番4ほか20筆 2.7ha
阿賀野市	12者	飯山100番ほか68筆 7.8ha
胎内市	4者	平木田大沢田2278番ほか15筆 3.3ha
新潟市	14者	西区新通荒戸4248番1ほか84筆 7.0ha

五泉市	4者	下阿弥陀瀬内野672番ほか22筆 3.5ha
三条市	2者	大宮新田赤田366番ほか3筆 1.2ha
田上町	2者	田上269番ほか5筆 0.6ha
長岡市	9者	与板町榎原上田15番ほか28筆 6.4ha
見附市	2者	田井町木ノ下697番1ほか4筆 1.1ha
小千谷市	5者	坪野向原1494番1ほか21筆 2.4ha
魚沼市	1者	根小屋大田1569番2ほか9筆 0.7ha
南魚沼市	4者	藤原池田原557番ほか15筆 1.6ha
柏崎市	1者	西山町池浦長面178番1ほか4筆 0.2ha
上越市	11者	吉川区山直海荒田1691番1ほか24筆 6.3ha
佐渡市	7者	新穂北方590番ほか20筆 3.3ha
合計	85者	357筆 48.0ha

2 認可年月日

令和8年2月27日

◎新潟県告示第124号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和8年2月27日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日	
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会			
代表者氏名	代表理事会長 伊藤 能徳			
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば			
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		成 分 検 査 業 務 受 委 託 先	
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	
新潟県	田中 良幸	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1514010	
	川上 哲也	もみ、玄米、大豆、そば	K1524046	
	山内 隆弥	もみ、玄米、大豆、そば	K1524048-1	
	小林 和広	もみ、玄米、大豆、そば	K1526023	
	関 奈保	もみ、玄米、大豆、そば	K1526024	
	鈴木 雅仁	もみ、玄米、大豆、そば	K1528030	
	伊藤 清尚	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆	K1529008	
	大塚 竜也	もみ、玄米、大豆、そば	K152022024	
	小野塚 裕貴	もみ、玄米、大豆、そば	K152022025	
	桑原 和也	もみ、玄米、大豆、そば	K152023031	
	皆川 洵	もみ、玄米、大豆、そば	K152023032	
	渡邊 遼太	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152023038	
	川崎 秀樹	もみ、玄米	K152025018	
	小柳 知寛	もみ、玄米	K152025019	
	三善 裕章	もみ、玄米	K152025020	
	鈴木 龍輔	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152025021	
	高橋 健一	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152025022	
	菅原 悠哉	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152025023	
	石山 修平	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152025024	
	樋口 英明	もみ、玄米、大豆、そば	K152025025	
	釣巻 夏羊	もみ、玄米	K152025026	
	樋口 一樹	もみ、玄米、大豆、そば	K152025027	
	岡田 和直	もみ、玄米、大豆、そば	K152025028	
	山上 慧	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152025029	
	森山 大輝	もみ、玄米	K152025030	
	下村 奈月	もみ、玄米	K152025031	
	金子 正史	もみ、玄米、大豆、そば	K152025032	
	村山 桃栄	もみ、玄米、大豆、そば	K152025033	
	横山 悟	もみ、玄米	K152025034	
	石田 良美	もみ、玄米	K152025035	
	吉澤 凜空	もみ、玄米	K152025036	
	後藤 由紀子	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152025037	
	藤岡 凌大	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152025038	
高田 和樹	もみ、玄米、大豆	K152025039		
西牧 丈翔	もみ、玄米	K152025040		
渋谷 龍太郎	もみ、玄米	K152025041		
大平 雅也	もみ、玄米、大豆、そば	K152025042		
五十嵐 菜緒美	もみ、玄米	K152025043		
備 考	略称『新潟県検査協会』 令和8年2月27日 農産物検査員12名の検査を行う農産物の種類の追加、26名の新規登録。検査員合計774名。			

◎新潟県告示第125号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条第5項第2号の規定により、放置等を禁止する漁港及び区域並びに同区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、令和8年3月9日から適用する。

令和8年2月27日

新潟県漁港管理者

新潟県

新潟県知事 花角 英世

1 放置等禁止区域を指定する漁港

第2種 白瀬漁港、水津漁港（片野尾地区を含む。）及び小木漁港（琴浦地区を含む。）

第3種 両津漁港（加茂湖地区を含む。）

第4種 粟島漁港

2 放置等禁止区域

各漁港の漁港区域全域で別紙図面に示す斜線部の範囲内の区域

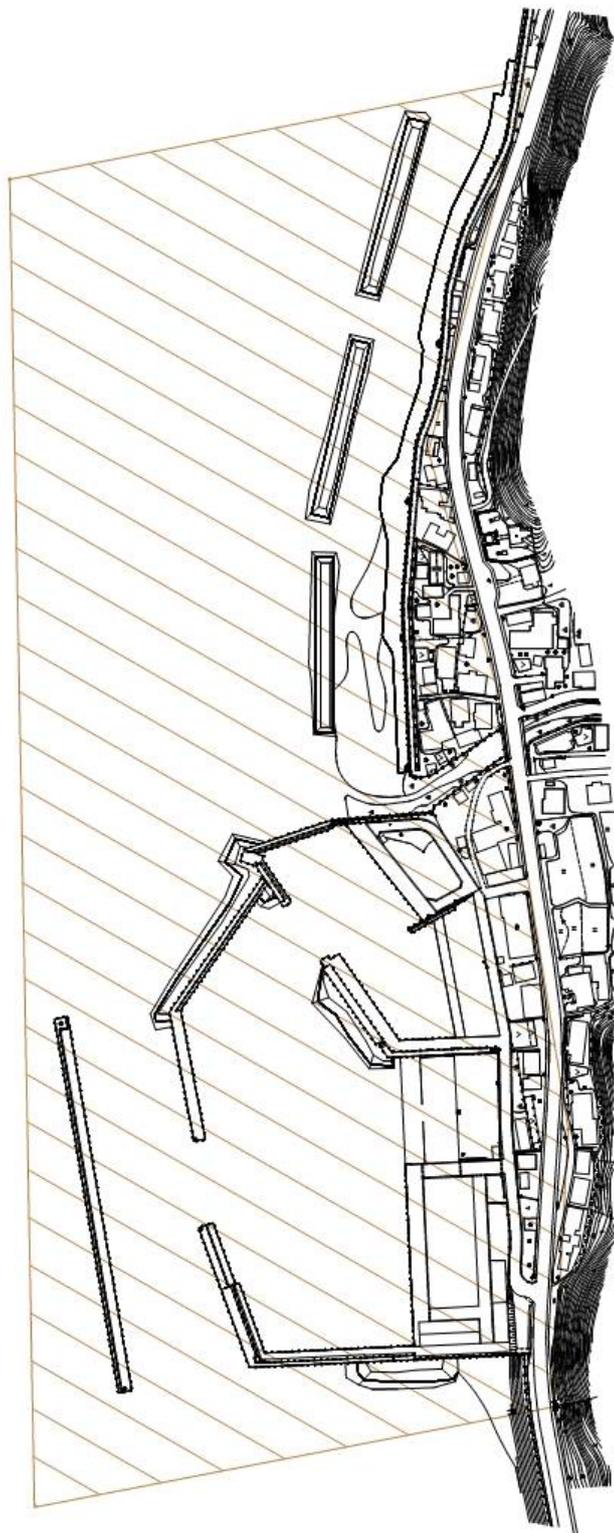
3 放置等の行為を禁止する物件

(1) 船舶及びその部品

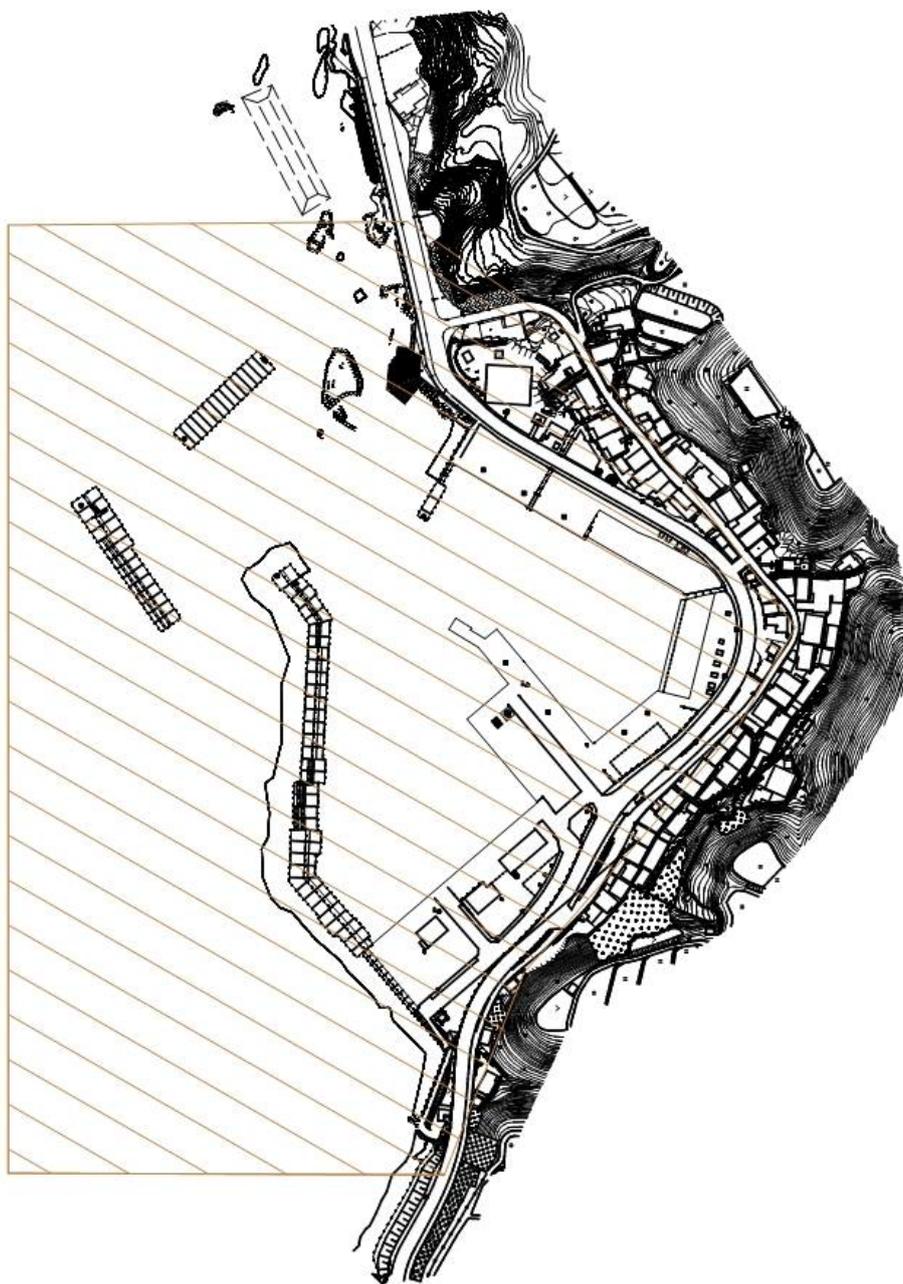
(2) 車両

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物

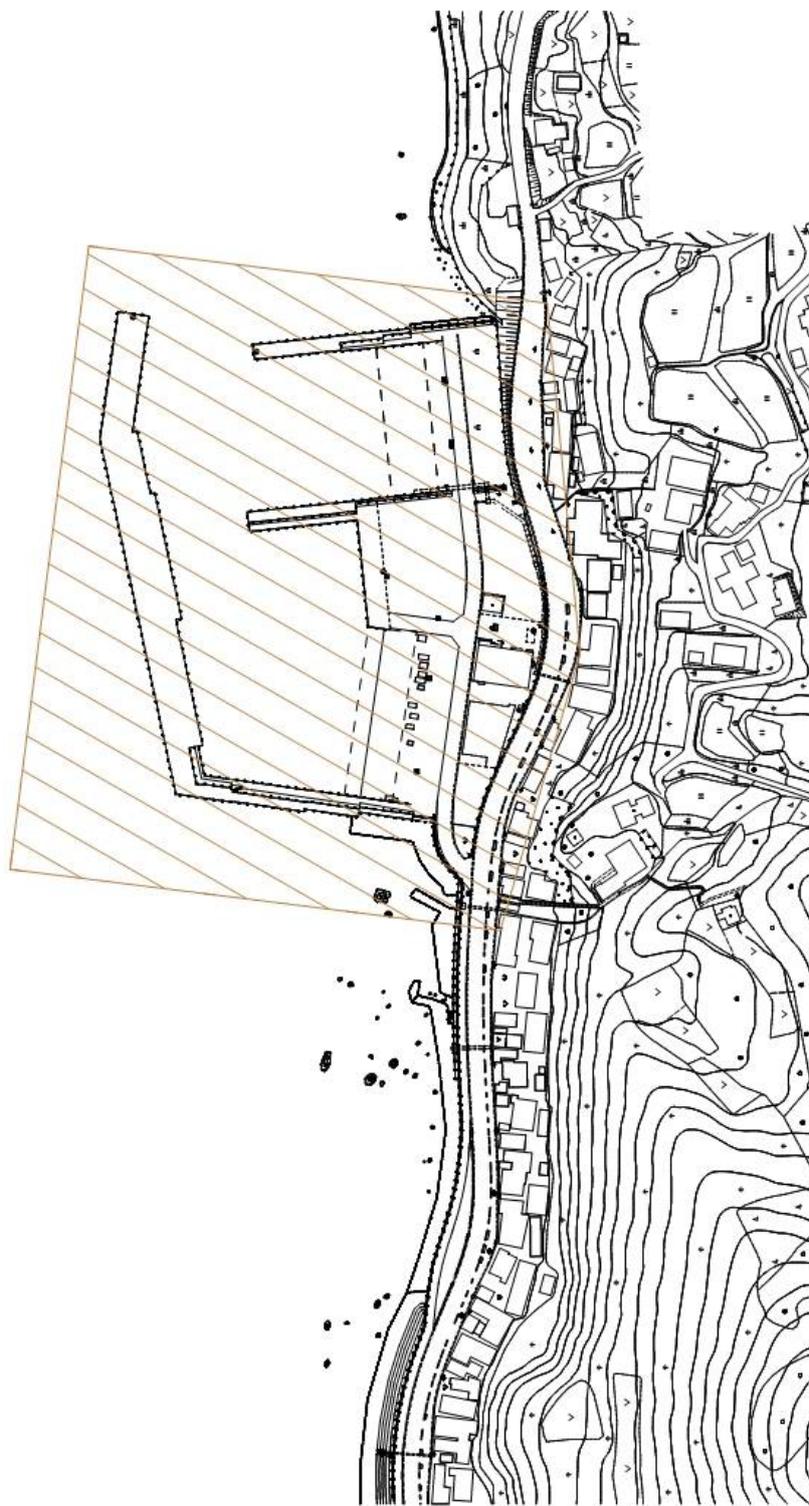
白瀬漁港
放置等禁止区域指定図

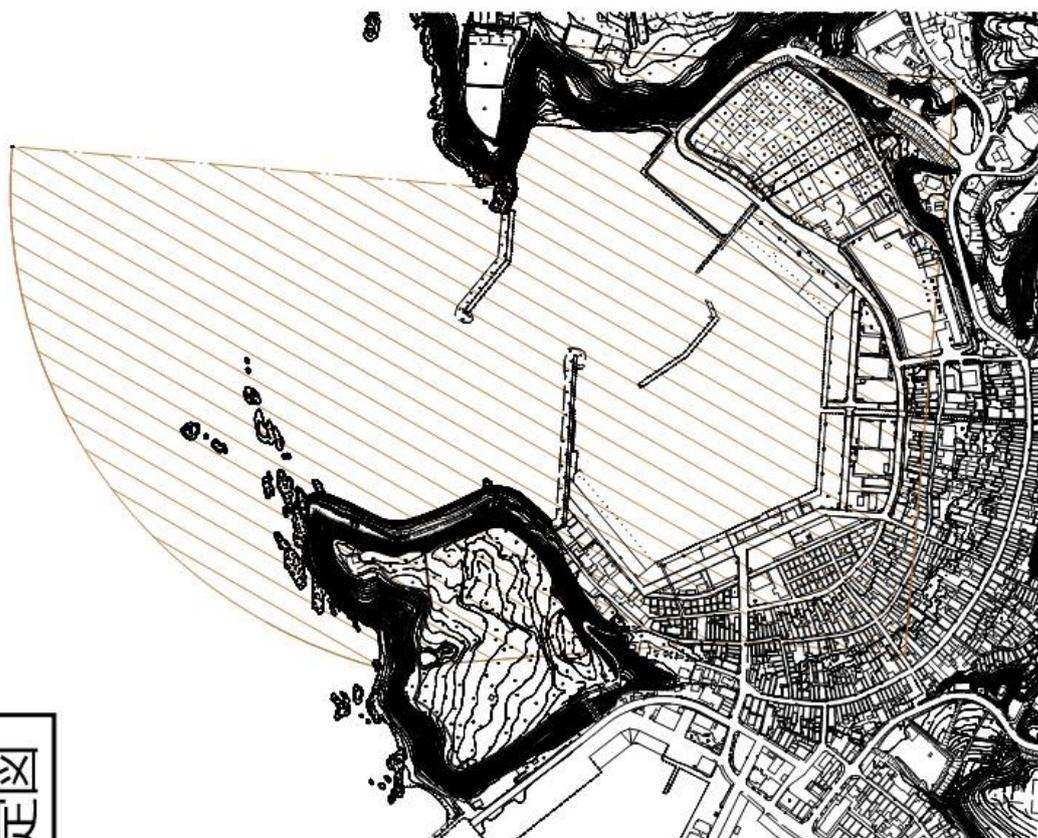


水津漁港（水津地区）
放置等禁止区域指定図



水津漁港(片野尾地区)
放置等禁止区域指定図

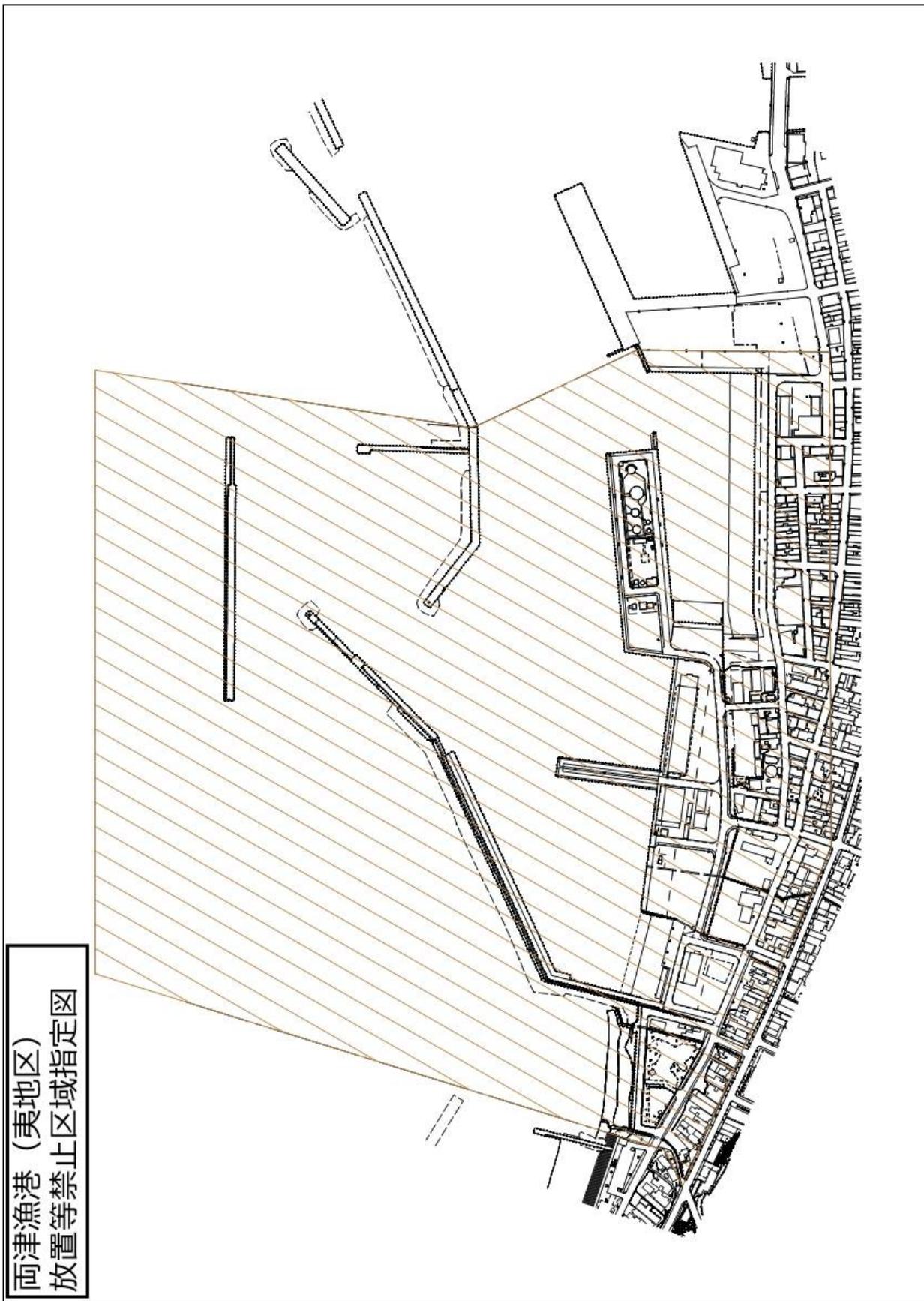




小木漁港（小木地区）
放置等禁止区域指定図

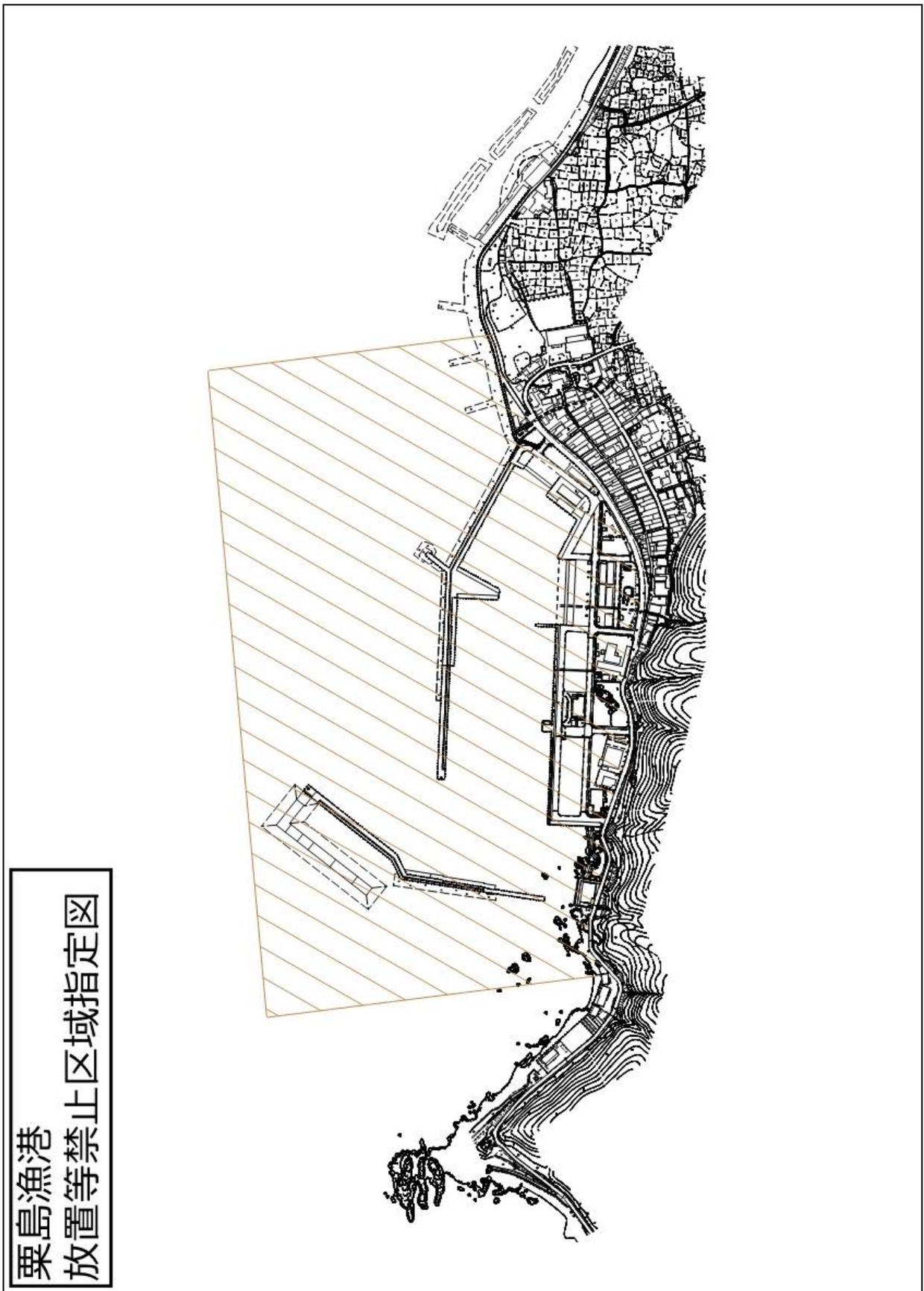
小木漁港（琴浦地区）
放置等禁止区域指定図





両津漁港（加茂湖地区）
放置等禁止区域指定図





土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年2月27日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	新潟市江南区北山994番地	阿部 徳威 (理事長)
〃	〃 〃 木津3丁目7番8号	坪谷 利之
〃	〃 〃 丸潟1丁目1番8号	佐藤 勉
〃	〃 〃 割野4424番地	大島 千春
〃	〃 〃 曾川甲168番地	野上 敏
〃	〃 〃 中央区女池西2丁目3番17号	渡辺 昭雄
〃	〃 〃 長潟907番地	槇坂 文晴
〃	〃 〃 東区中野山5丁目15番53号	清水 良一
〃	〃 〃 津島屋2丁目47番地	五十嵐 源一
〃	〃 〃 中央区上大川前通5番町63番地23エイルマンション上大川前1001号	斉藤 淑子

就任年月日 令和8年2月1日

2 退任

理事	新潟市江南区北山994番地	阿部 徳威 (理事長)
〃	〃 〃 木津3丁目7番8号	坪谷 利之
〃	〃 〃 丸潟1丁目1番8号	佐藤 勉
〃	〃 〃 割野4424番地	大島 千春
〃	〃 〃 曾川甲168番地	野上 敏
〃	〃 〃 中央区女池西2丁目3番17号	渡辺 昭雄
〃	〃 〃 長潟907番地	槇坂 文晴
〃	〃 〃 東区中野山5丁目15番53号	清水 良一
〃	〃 〃 岡山819番地	田中 作一

退任年月日 令和8年1月31日

◎新潟県告示第127号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三条市の下田土地改良区の定款の変更を令和8年2月16日認可した。

令和8年2月27日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年2月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町白崎字牧1575番1から	新	11.2~14.0メートル	31.0メートル

同郡同町白崎字牧1572番4まで	旧	13.2～14.4メートル	31.0メートル
------------------	---	---------------	----------

◎新潟県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年2月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市巻淵二丁目63番1から	新	16.4～35.3メートル	181.3メートル
同市巻淵二丁目160番1まで	旧	15.0～35.3メートル	181.3メートル

備考 路線の重用

一部区間県道長岡栃尾巻線と重用

◎新潟県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年2月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市松ヶ崎字トクラ平424番1から	新	18.9～67.7メートル	340.4メートル
同市松ヶ崎字トシマ1340番1まで	旧	8.5～54.0メートル	343.3メートル

◎新潟県告示第131号

河川の浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の指定（令和7年7月18日新潟県告示第731号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年2月27日

新潟県知事 花角 英世

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定

めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

1 洪水浸水想定区域を定める河川

信濃川水系

- 中之島川
- 末宝川
- 浄土川
- 鴨田川
- 須川
- 焼田川
- 茶郷川
- 湯殿川

2 (略)

めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

1 洪水浸水想定区域を定める河川

阿賀野川水系

- 新井郷川
- 新井郷川分水路
- 新発田川
- 新発田川放水路
- 中田川
- 派川新井郷川分水路
- 派川加治川
- 駒林川
- 福島潟
- 福島潟放水路
- 松岡川
- 太田川
- 芋卸江川
- 荒川川
- 小鳥川
- 折居川
- 割石川
- 上江川
- 安野川
- 大荒川
- 新七浦川
- 大通川
- 塚田川
- 葎川
- 中ノ川
- 大日川
- 七浦川
- ム沢川
- 古川
- 都辺田川
- 海老瀬川
- 下山川

信濃川水系

- 中之島川
- 末宝川
- 浄土川
- 鴨田川
- 須川
- 焼田川
- 茶郷川
- 湯殿川

2 (略)

◎新潟県告示第132号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項の規定により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和8年2月27日

新潟県知事 花角 英世

1 洪水浸水想定区域を定める河川

阿賀野川水系

新井郷川

新井郷川分水路

新発田川

新発田川放水路

中田川

派川新井郷川分水路

派川加治川

駒林川

福島潟

福島潟放水路

松岡川

太田川

芋卸江川

荒川川

小鳥川

折居川

割石川

上江川

安野川

大荒川

新七浦川

大通川

塚田川

葎川

中ノ川

大日川

七浦川

ム沢川

古川

都辺田川

海老渡川

下山川

2 指定年月日

令和8年2月27日

◎新潟県告示第133号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項の規定により、次の河川の洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和8年2月27日

新潟県知事 花角 英世

1 洪水浸水想定区域を定める河川

鯖石川水系

別山川

2 指定年月日

令和8年2月27日

◎新潟県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係る都市計画の種類
種類 新潟都市計画都市再生特別地区（新潟市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和8年2月27日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 十日町都市計画道路
- 2 名称 3・4・3号 高田町南線
3・4・5号 高田町通り線
3・4・13号 本町通り線

◎新潟県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり変更し、施行する。

令和8年2月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 南魚沼都市計画下水道事業
 - (2) 名称 魚野川流域下水道（六日町処理区）
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事務所の所在地
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業施行期間
昭和57年3月12日から令和15年3月31日まで
- 5 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月27日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程（令和7年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(給料月額の特例)</p> <p>第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第1行政職給料表又は別表第6福祉職給料表の適用を受ける職員（新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号。以下「<u>管理職手当規程</u>」<u>という。</u>）第2条に規定する職にある職員に限る。）及び一般職員給与条例別表第4医療職給料表(二)又は(三)の適用を受ける職員に係る令和7年4月1日から令和7年11月30日までの間の給料月額は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程(昭和30年新潟県病院局管理規程第5号)第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟県条例第3号）第2条の規定による改正後の一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定に基づき定められた額とする。</p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">(管理職手当の額の特例)</p>	<p style="text-align: center;">(給料月額の特例)</p> <p>第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第1行政職給料表又は別表第6福祉職給料表の適用を受ける職員（新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）第2条に規定する職にある職員に限る。）及び一般職員給与条例別表第4医療職給料表(二)又は(三)の適用を受ける職員（<u>次条においてこれらを「特例職員」という。</u>）に係る令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間の給料月額は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第5号。<u>次条において「病院局給与規程」という。</u>）第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟県条例第3号）第2条の規定による改正後の一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定に基づき定められた額とする。</p> <p style="text-align: center;">(期末手当の額の特例)</p> <p>第2条 <u>特例職員、新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号。以下「医師給与規程」という。）の適用を受ける職員及び新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号。以下「技能労務職員給与規程」という。）の適用を受ける職員に係る令和7年12月に支給される期末手当の額は、病院局給与規程第2条第1項、医師給与規程第2条又は技能労務職員給与規程第7条の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第2項又は第3項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年新潟県条例第46号）第3条の規定による改正後の一般職員給与条例第25条第2項又は第3項の規定に基づき定められた額とする。</u></p>

第3条 管理職手当規程第2条の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職にある職員及び同条に規定する職にある職員のうち局本庁の課長に係る令和8年3月1日から令和8年3月31日までの間の管理職手当の額は、管理職手当規程第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定により定められた額とする。

(1) 区分1種、2種又は3種の職にある職員 100分の10

(2) 局本庁の課長の職にある職員 100分の5

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第3条の改正は、令和8年3月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程に基づいて支給された給与は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第5号）第2条第1項、新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）第2条又は新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）第7条の規定によりその例によることとされる改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の規定による給与の内払とみなす。

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月27日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級				2 級				3 級				4 級			
		給料月額				給料月額				給料月額				給料月額			
		円				円				円				円			
定年前再任用	1	305,600				415,600				470,300				566,200			
短時間勤務職	2	307,900				418,300				472,300				572,300			
員以外の職員	3	310,200				420,900				474,200				577,400			
	4	312,400				423,300				476,100				582,100			
	5	314,500				425,600				477,500				586,400			
	6	318,000				427,800				479,200				590,700			
	7	321,500				429,800				481,000				594,100			
	8	324,900				431,900				482,800				597,000			
	9	328,300				434,000				484,600				599,500			
	10	331,800				435,500				486,300				601,800			
	11	335,200				437,000				488,100							
	12	338,600				438,500				489,900							
	13	342,000				439,900				491,700							
	14	345,500				441,300				493,400							
	15	348,900				442,800				495,200							
	16	352,300				444,200				497,000							
	17	355,700				445,500				498,000							
	18	358,800				447,000				500,700							
	19	362,000				448,400				502,600							
	20	365,200				449,800				504,500							
	21	368,500				451,100				506,400							
	22	371,600				452,600				508,100							
	23	374,700				454,000				509,900							
	24	377,700				455,400				511,700							
	25	380,800				456,800				513,300							
	26	383,100				458,200				515,100							
	27	385,400				459,500				516,900							
	28	387,600				460,900				518,400							
	29	389,500				462,300				519,800							
	30	391,200				463,600				521,500							

31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200
59	416,800	493,300	551,000
60	417,200	494,000	551,700
61	417,600	494,400	552,500
62	417,900	495,000	553,400
63	418,200	495,700	554,300
64	418,500	496,400	555,200
65	418,800	496,800	556,000
66		497,400	556,900
67		498,000	557,800
68		498,500	558,700
69		499,000	559,500
70		499,500	560,400
71		500,000	561,300

	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 (1) この表は、病院に勤務する医師等に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月27日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

(新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部改正)

第1条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程(昭和34年新潟県病院局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(格付及び給料の支給)	(格付及び給料の支給)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>23万4,862円</u> 」とする。	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>22万7,500円</u> 」とする。

第2条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	276,300	309,800
2	199,900	241,200	261,300	277,300	311,300
3	201,600	242,000	262,200	278,300	312,700
4	203,300	242,700	263,100	279,300	314,100
5	205,000	243,400	264,100	280,300	315,500
6	206,700	244,100	265,000	281,300	316,600
7	208,300	244,900	266,000	282,200	317,600
8	209,900	245,600	266,900	283,200	318,800
9	211,500	246,400	267,800	284,200	320,000
10	213,000	247,100	268,600	285,200	321,600
11	214,500	247,800	269,300	286,200	323,200
12	215,900	248,400	269,700	287,200	324,800
13	217,300	249,100	270,300	288,200	326,200
14	218,800	249,500	270,700	289,500	327,800
15	220,300	250,000	271,100	290,800	329,400
16	221,800	250,400	271,500	292,000	331,000

17	223,200	250,900	271,900	293,200	332,400
18	224,600	251,300	272,400	294,500	334,100
19	226,000	251,800	272,900	295,700	335,700
20	227,400	252,200	273,500	296,900	337,300
21	228,800	252,500	274,200	297,900	338,700
22	229,800	252,800	274,800	299,100	340,400
23	230,900	253,100	275,400	300,300	342,100
24	232,000	253,400	276,200	301,600	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,900	344,900
26	233,800	254,400	277,700	303,900	346,800
27	234,700	254,800	278,200	304,900	348,500
28	235,500	255,300	278,900	305,900	350,100
29	236,400	255,800	279,700	307,000	351,600
30	237,200	256,300	280,400	308,200	353,200
31	238,000	256,700	281,100	309,300	354,800
32	238,800	257,100	281,700	310,500	356,400
33	239,600	257,400	282,400	311,600	358,100
34	240,100	257,900	283,100	312,900	359,900
35	240,600	258,400	283,800	314,200	361,700
36	241,100	258,800	284,400	315,500	363,500
37	241,700	259,200	285,000	316,700	365,000
38	242,200	259,700	285,700	318,000	366,400
39	242,700	260,100	286,300	319,300	367,800
40	243,200	260,500	286,800	320,600	369,200
41	243,700	260,900	287,200	321,900	370,700
42	244,000	261,300	287,700	323,100	371,500
43	244,300	261,800	288,100	324,400	372,400
44	244,700	262,100	288,500	325,500	373,400
45	245,100	262,400	289,000	326,400	374,300
46	245,500	262,800	289,500	327,700	375,400
47	245,900	263,200	290,000	329,000	376,300
48	246,300	263,500	290,300	330,300	377,300
49	246,600	263,900	290,700	331,400	378,200
50	246,900	264,300	291,100	332,700	378,900
51	247,200	264,600	291,500	333,900	379,600
52	247,500	264,900	292,000	335,100	380,200
53	247,700	265,300	292,300	336,400	380,600
54	248,000	265,600	292,700	337,400	381,200
55	248,300	265,900	293,200	338,500	381,800
56	248,600	266,300	293,700	339,600	382,500

57	248,800	266,600	294,100	340,300	382,800
58	249,100	266,900	294,700	341,200	383,500
59	249,400	267,200	295,200	341,900	384,200
60	249,600	267,500	295,800	342,700	384,800
61	249,800	267,800	296,400	343,500	385,100
62	250,100	268,100	296,900	343,900	385,600
63	250,400	268,400	297,500	344,400	386,200
64	250,600	268,700	298,000	345,100	386,800
65	250,800	268,900	298,500	345,900	387,100
66	251,100	269,200	299,000	346,600	387,700
67	251,400	269,500	299,500	347,300	388,400
68	251,600	269,700	300,000	347,900	389,000
69	251,800	269,900	300,400	348,400	389,400
70	252,100	270,200	300,800	349,000	389,900
71	252,400	270,500	301,200	349,500	390,500
72	252,600	270,700	301,600	350,100	391,000
73	252,800	270,900	302,000	350,400	391,500
74	253,100	271,200	302,300	350,900	392,100
75	253,400	271,500	302,700	351,200	392,500
76	253,600	271,700	303,100	351,600	392,800
77	253,800	271,900	303,500	352,000	393,200
78	254,100	272,200	303,900	352,500	393,700
79	254,400	272,500	304,300	353,000	394,100
80	254,600	272,700	304,700	353,500	394,500
81	254,800	272,900	305,000	353,800	394,900
82	255,100	273,200	305,500	354,200	395,400
83	255,300	273,500	305,900	354,600	395,800
84	255,600	273,700	306,400	355,000	396,200
85	255,800	273,900	306,700	355,300	396,500
86	256,000	274,100	307,200	355,700	397,000
87	256,300	274,400	307,700	356,100	397,400
88	256,600	274,700	308,000	356,500	397,800
89	256,800	274,900	308,400	356,700	398,100
90	257,100	275,100	308,900	357,100	398,600
91	257,400	275,400	309,400	357,500	399,000
92	257,600	275,600	309,900	357,900	399,400
93	257,800	275,900	310,200	358,100	399,700
94	258,100	276,200	310,600	358,400	
95	258,400	276,500	311,000	358,800	
96	258,600	276,700	311,500	359,100	
97	258,800	276,900	311,900	359,400	

98	259,100	277,200	312,300	359,800
99	259,400	277,400	312,600	360,200
100	259,600	277,700	312,900	360,600
101	259,800	277,900	313,200	361,100
102	260,100	278,100	313,600	361,500
103	260,400	278,400	313,900	361,900
104	260,600	278,700	314,300	362,300
105	260,800	278,900	314,600	362,800
106		279,100	315,000	363,200
107		279,400	315,400	363,500
108		279,600	315,600	363,800
109		279,900	315,800	364,200
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	
123		283,400	319,400	
124		283,700	319,600	
125		283,900	319,800	
126		284,100	320,100	
127		284,400	320,400	
128		284,700	320,600	
129		284,900	320,800	
130		285,100		
131		285,400		
132		285,700		
133		285,900		
134		286,100		
135		286,400		
136		286,700		
137		286,900		

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その

額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を給料月額とする。

(新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(令和5年新潟県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(暫定再任用職員の給料月額)</p> <p>2 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程第2条に規定する職員(以下「技能労務職員」という。)に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。)附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>23万4,862円</u>」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(暫定再任用職員の給料月額)</p> <p>2 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程第2条に規定する職員(以下「技能労務職員」という。)に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。)附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>22万7,500円</u>」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、</p>

市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「23万4,862円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

3 (略)

市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万7,500円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

3 (略)

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）並びに第3条の規定による改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（以下「改正後の令和5年改正規程」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規程又は改正後の令和5年改正規程の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程又は改正後の令和5年改正規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、警備業務及び駐車場管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年2月27日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 委託案件名

警備業務及び駐車場管理業務

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 指名停止期間中の者でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 新潟県内に本社（本店）が所在する者であること。

- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、令和4年度以降に12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院庶務課
電話番号 025-266-5111 内線2338

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札希望者は、令和8年3月19日（金）午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和8年3月19日（金）に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は前記3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和8年3月30日（月）午前9時30分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 ネットワーク室

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、本件入札には最低制限価格を設定する。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和8年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (9) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電話交換業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年2月27日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

電話交換業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、令和4年度以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院庶務課

電話番号 025-266-5111 内線2308

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は、令和8年3月19日(金)午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和8年3月19日(金)に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は前記3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和8年3月30日(月)午前9時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和8年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

令和7年7月20日執行の参議院新潟県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

令和8年2月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 47,263,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中村 真衣	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	令和7年5月1日から 期間
出納責任者氏名	高野 雄一			令和7年7月30日まで 第1回分

収 入		支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業) (寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	円 6,241,480 1,740,759 1,490,696 250,063 365,112 1,912,322 2,464,040 3,159,160 45,267 218,748 1,460,670 916,750
自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部	12,320,260		
新潟県税理士政治連盟	100,000		
その他の寄附	0件 0		
その他の収入	5,000,000		
今回計	17,420,260	今回計	18,524,308
前回計	0	前回計	0
総 計	17,420,260	総 計	18,524,308

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	356,400円
	ビラの作成	844,800円
	ポスターの作成	1,116,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	408,100円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	154,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	220,000円
	政見放送のための録画等	1,800,000円
	計	4,899,300円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 47,263,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中村 真衣	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	令和7年6月10日から 期間
出納責任者氏名	高野 雄一			令和7年8月1日まで 第2回分

収 入		支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業) (寄附額)	円	円
		人件費	287,000
		家屋費	1,714,376
		選挙事務所費	1,421,116
		集会会場費	293,260
		通信費	183,609
		交通費	69,220
		印刷費	19,800
		広告費	306,130
		文具費	0
		食糧費	316,204
		休泊費	0
		雑 費	3,269
その他の寄附	0件 0		
その他の収入	1,000,000		
今回計	1,000,000	今回計	2,899,608
前回計	17,420,260	前回計	18,524,308
総 計	18,420,260	総 計	21,423,916

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	356,400円
	ビラの作成	844,800円
	ポスターの作成	1,116,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	408,100円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	154,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	220,000円
	政見放送のための録画等	1,800,000円
	計	4,899,300円

報告書受理年月日	令和7年10月7日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 47,263,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中村 真衣	候補者届出 政党又は 所属党派	自由民主党	令和7年6月10日から 期間
出納責任者氏名	高野 雄一			令和7年10月30日まで 第3回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	0 0 0 0 0 0 0 649,275 0 0 86,950 0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	736,225
前回計		18,420,260	前回計	21,423,916
総 計		18,420,260	総 計	22,160,141

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	356,400円
	ビラの作成	844,800円
	ポスターの作成	1,116,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	408,100円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	154,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	220,000円
	政見放送のための録画等	1,800,000円
	計	4,899,300円

報告書受理年月日	令和7年10月30日	第3回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 47,263,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	原田 公成	候補者届出 政党又は 所属党派	N H K 党	令和7年7月3日から 期間
出納責任者氏名	原田 公成			令和7年7月3日まで 第1回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	0 0 0 0 0 0 483,001 7,700 0 0 0 0
NHK党		490,701		0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		490,701	今回計	490,701
前回計		0	前回計	0
総 計		490,701	総 計	490,701

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 47,263,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	平井 恵里子	候補者届出 政党又は 所属党派	参 政 党	令和7年 5月27日から 期間
出納責任者氏名	大 井 淳			令和7年 7月21日まで 第1回分

収 入		支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	円
参政党		365,056	人件費 0
参政党新潟県支部連合会		2,272,726	家屋費 323,500
			選挙事務所費 310,000
			集会会場費 13,500
			通信費 0
			交通費 38,600
			印刷費 1,863,476
			広告費 5,245,376
			文具費 2,876
			食糧費 0
			休泊費 32,400
			雑 費 120,074
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		0	
今回計		2,637,782	今回計 7,626,302
前回計		0	前回計 0
総 計		2,637,782	総 計 7,626,302

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	564,960円
	ポスターの作成	922,560円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	60,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	220,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	110,000円
	政見放送のための録画等	3,111,000円
	計	4,988,520円

報告書受理年月日	令和7年 8月 1日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 47,263,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	村木 さく良	候補者届出 政党又は 所属党派	立憲民主党	令和7年4月25日から 期間
出納責任者氏名	山口 希望			令和7年8月2日まで 第1回分

収 入		支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	円
立憲民主党		5,000,000	人件費 840,000 家屋費 2,231,173 選挙事務所費 2,231,173 集会会場費 0 通信費 41,214 交通費 1,336,012 印刷費 3,191,701 広告費 2,042,158 文具費 809,354 食糧費 467,758 休泊費 314,108 雑 費 250,236
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		2,331,013	
今回計		7,331,013	今回計 11,523,714
前回計		0	前回計 0
総 計		7,331,013	総 計 11,523,714

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	375,750円
	ビラの作成	1,035,200円
	ポスターの作成	1,780,751円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	549,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	232,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	220,000円
	政見放送のための録画等	3,343,000円
	計	7,535,701円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 47,263,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	村木 さく良	候補者届出 政党又は 所属党派	立憲民主党	令和7年4月25日から 期間
出納責任者氏名	山口 希望			令和7年8月31日まで 第2回分

収 入		支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	1,120,000 323,754 256,794 66,960 53,827 50,230 0 3,373,707 0 0 0 143,026
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,721,544	今回計	5,064,544
今回計		1,721,544	前回計	11,523,714
前回計		7,331,013	総 計	16,588,258
総 計		9,052,557		

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	375,750円
	ビラの作成	1,035,200円
	ポスターの作成	1,780,751円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	549,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成	232,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	220,000円
	政見放送のための録画等	3,343,000円
	計	7,535,701円

報告書受理年月日	令和7年9月4日	第2回報告分
----------	----------	--------